

第6章

通 信

山口県防災行政無線回線構成図

通信衛星
スーパーバード

山口県 統制局

西風岡中継局

華山中継局

日屋中継局

石ヶ岳中継局

一の坂ダム

きらら山口

ドクターヘリ

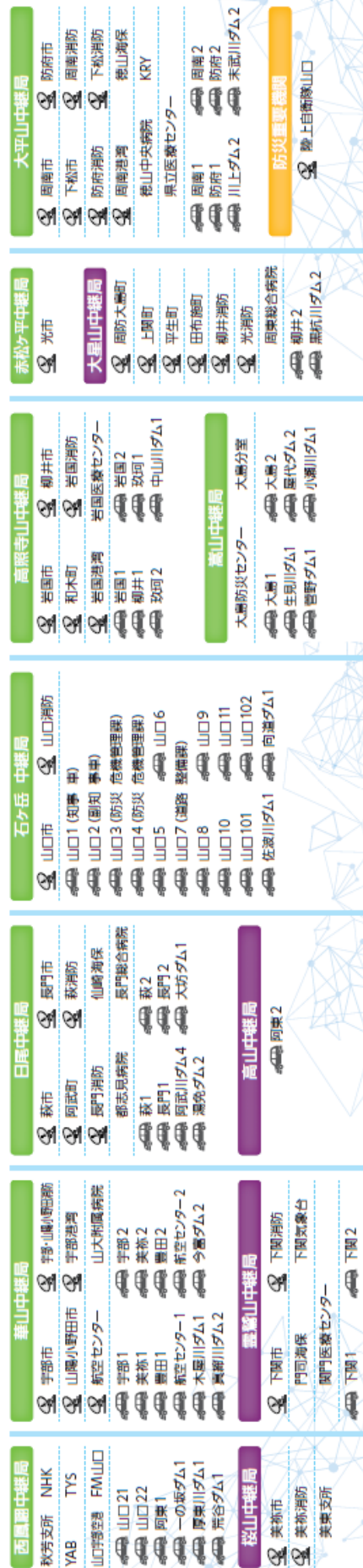
山口201~210
×10

高野寺山中継局

赤松ヶ平中継局

大平山中継局

凡 例	
—	6.5GHz帯多量無線回線
—	衛星地球局
—	7.5GHz帯多量無線回線
—	反射板
—	18GHz帯FWA無線回線
—	260MHz帯MCA基地局
—	400MHz帯多量無線回線(ダム)
—	車載局
—	7.5G、12GHz帯多量無線回線(ダム)
—	携帯局
—	4.9GHz帯無線アクセス
—	260MHz帯消防緊急無線



〔6－2〕周南市防災行政無線

■周南市役所本庁

【市内同報系防災行政無線（デジタル）】

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
①	基地局	ぼうさいしゅうなん 周南市岐山通 1-1 周南市役所構内	中基第 608040 号	R4. 6. 1 R9. 5. 31	周南市役所		0.032	東経 131. 48. 24 北緯 34. 03. 19 通信の相手方 免許人所属の固定局
②	陸上移動局	ぼうさいおおがはら 周南市大字須々万 本郷字大のヶ原 10849-1	中移第 10093877 号	R4. 6. 1 R9. 5. 31	大ヶ原中継局	25MOD7W	0.032	東経 131. 51. 19 北緯 34. 05. 48 通信の相手方 免許人所属の固定局
③	固定局	大ヶ原中継局内	中固第 16690 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30		D7W	10.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
④	固定局	ぼうさいあかまつがだいら 周南市大字原字太刀野 10134-63 赤松ヶ平中継局内	中固第 16835 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	赤松ヶ平中継局	D7W	0.50	東経 131. 57. 24 北緯 34. 04. 29 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
⑤	固定局	ぼうさいせんごくだけ 周南市大字 高瀬字又二郎ヶ 11311-2 千石岳中継局内	中固第 16691 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	千石岳中継局	D7W	0.10	東経 131. 45. 30 北緯 34. 11. 22 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	10.00	通信の相手方 免許人所属の固定局
1	固定局	ぼうさいにしりよくち 周南市大字徳山 635-1	中固第 16694 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	周南西緑地	D7W	1.00	東経 131. 49. 20 北緯 34. 02. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
2	固定局	ぼうさいたかお 周南市大字徳山 757	中固第 16695 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高尾学校給食センター	D7W	0.01	東経 131. 49. 47 北緯 34. 03. 44 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
3	固定局	ぼうさいかよう 周南市花陽 2-170-5	中固第 16696 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	のぞみヶ丘公園	D7W	0. 01	東経 131. 50. 08 北緯 34. 03. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
4	固定局	ぼうさいひがしりょくち 周南市大字徳山 427	中固第 16697 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	周南東緑地	D7W	0. 50	東経 131. 50. 01 北緯 34. 02. 30 通信の相手方 免許人所属の固定局
5	固定局	ぼうさいしんち 周南市新地 2-154	中固第 16698 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	新地ふれあいパーク	D7W	1. 00	東経 131. 47. 24 北緯 34. 04. 00 通信の相手方 免許人所属の固定局
6	固定局	ぼうさいきたやま 周南市大字 徳山字西北山 11321-1	中固第 16841 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	北山	D7W	0. 01	東経 131. 48. 18 北緯 34. 04. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
7	固定局	ぼうさいいちのいで 周南市大字徳山 5574-1	中固第 16699 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	一ノ井手	D7W	0. 30	東経 131. 49. 19 北緯 34. 03. 43 通信の相手方 免許人所属の固定局
8	固定局	ぼうさいくりや 周南市大字 栗屋字二葉屋開作 1033	中固第 16842 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	徳山競艇場	D7W	0. 10	東経 131. 52. 10 北緯 34. 00. 44 通信の相手方 免許人所属の固定局
9	固定局	ぼうさいつづみのもり 周南市大字 栗屋字道貫田 10164	中固第 16692 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓海の森	D7W	0. 50	東経 131. 49. 47 北緯 34. 01. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 50	通信の相手方 免許人所属の固定局
10	固定局	ぼうさいくしがはま 周南市大字 櫛ヶ浜字南浜 245-1	中固第 16700 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	櫛ヶ浜西公園	D7W	0. 50	東経 131. 49. 40 北緯 34. 01. 52 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
11	固定局	ぼうさいさくら 周南市大字大島 392-5	中固第 16843 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	佐倉	D7W	0. 50	東経 131. 49. 31 北緯 34. 00. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
12	固定局	ぼうさいくめ 周南市大字久米 2802-5	中固第 16701 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	久米支所	D7W	1. 00	東経 131. 50. 47 北緯 34. 02. 26 通信の相手方 免許人所属の固定局
13	固定局	ぼうさいさいこうじ 周南市大字久米 1316-1	中固第 16702 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	東福祉館	D7W	0. 50	東経 131. 50. 31 北緯 34. 01. 55 通信の相手方 免許人所属の固定局
14	固定局	ぼうさいすくもじま 周南市大字杵島 314-1	中固第 16703 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	旧杵島小学校	D7W	0. 10	東経 131. 45. 45 北緯 33. 58. 55 通信の相手方 免許人所属の固定局
15	固定局	ぼうさいこなんうちあげ 周南市大字大島 880	中固第 16836 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓南中学校	D7W	0. 30	東経 131. 46. 39 北緯 33. 59. 02 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 30	通信の相手方 免許人所属の固定局
16	固定局	ぼうさいこなん 周南市大字大島 1601	中固第 16844 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	鼓南支所	D7W	0. 001	東経 131. 47. 25 北緯 33. 59. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局
17	固定局	ぼうさいおおしま 周南市大字大島 690-13	中固第 16845 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大島	D7W	0. 10	東経 131. 47. 59 北緯 33. 59. 18 通信の相手方 免許人所属の固定局
18	固定局	ぼうさいおおばら 周南市大字大島 89-74	中固第 16846 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大原	D7W	0. 10	東経 131. 49. 05 北緯 33. 59. 42 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
19	固定局	ぼうさいしくま 周南市大字四熊 1417	中固第 16704 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	四熊公民館	D7W	0. 30	東経 131. 46. 04 北緯 34. 06. 46 通信の相手方 免許人所属の固定局
20	固定局	ぼうさいおばた 周南市大字小畑 112-3	中固第 16847 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	小畑	D7W	0. 30	東経 131. 45. 23 北緯 34. 05. 20 通信の相手方 免許人所属の固定局
21	固定局	ぼうさいきくがわ 周南市大字下上 88	中固第 16705 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	菊川小学校	D7W	1. 00	東経 131. 47. 01 北緯 34. 05. 23 通信の相手方 免許人所属の固定局
22	固定局	ぼうさいおおむかい 周南市大字大向 1652-1	中固第 16706 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大向小学校	D7W	5. 00	東経 131. 49. 06 北緯 34. 10. 51 通信の相手方 免許人所属の固定局
23	固定局	ぼうさいおおどり 周南市大字大道理 1332	中固第 16707 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	向道支所	D7W	0. 30	東経 131. 48. 27 北緯 34. 08. 30 通信の相手方 免許人所属の固定局
24	固定局	ぼうさいやじ 周南市大字夜市 660-1	中固第 16837 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	夜市支所	D7W	1. 00	東経 131. 42. 51 北緯 34. 04. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	5. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
25	固定局	ぼうさいへた 周南市大字戸田 2527-2	中固第 16848 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田小学校	D7W	5. 00	東経 131. 41. 16 北緯 34. 04. 43 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
26	固定局	ぼうさいつぎ 周南市大字 戸田字中津木 129-2	中固第 16838 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田（津木）漁港	D7W	0. 50	東経 131. 42. 53 北緯 34. 03. 37 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 50	通信の相手方 免許人所属の固定局
27	固定局	ぼうさいくわばら 周南市大字戸田 585-4	中固第 16849 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	戸田（桑原）漁港	D7W	0. 10	東経 131. 41. 24 北緯 34. 03. 15 通信の相手方 免許人所属の固定局
28	固定局	ぼうさいしろうだに 周南市大字戸田 5261-3	中固第 16850 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	四郎谷	D7W	0. 10	東経 131. 40. 36 北緯 34. 03. 24 通信の相手方 免許人所属の固定局
29	固定局	ぼうさいゆの 周南市大字湯野 3843	中固第 16708 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	湯野小学校	D7W	5. 00	東経 131. 40. 40 北緯 34. 05. 58 通信の相手方 免許人所属の固定局
30	固定局	ぼうさいうましま 周南市大字大津島 2042	中固第 16851 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	馬島公民館	D7W	0. 01	東経 131. 43. 22 北緯 33. 59. 23 通信の相手方 免許人所属の固定局
31	固定局	ぼうさいあまがうら 周南市大字大津島 1900	中固第 16852 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	天浦	D7W	0. 10	東経 131. 42. 57 北緯 33. 59. 45 通信の相手方 免許人所属の固定局
32	固定局	ぼうさいほんうら 周南市大字大津島 217-1	中固第 16839 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大津島海の郷	D7W	2. 00	東経 131. 42. 14 北緯 34. 00. 25 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
33	固定局	ぼうさいおおづしま 周南市大字 大津島 1361-4	中固第 16853 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大津島支所	D7W	1. 00	東経 131. 42. 37 北緯 34. 01. 04 通信の相手方 免許人所属の固定局
34	固定局	ぼうさいせとはま 周南市大字大津島 62	中固第 16854 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	瀬戸浜自治会館	D7W	0. 10	東経 131. 42. 49 北緯 34. 01. 46 通信の相手方 免許人所属の固定局
35	固定局	ぼうさいながお 周南市大字長穂 1692-2	中固第 16855 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	長穂小学校	D7W	1. 00	東経 131. 50. 20 北緯 34. 07. 58 通信の相手方 免許人所属の固定局
36	固定局	ぼうさいすすま 周南市大字須々万本郷 514	中固第 16709 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	沼城小学校	D7W	1. 00	東経 131. 52. 04 北緯 34. 07. 19 通信の相手方 免許人所属の固定局
37	固定局	ぼうさいなかず 周南市大字中須南 2288-4	中固第 16710 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	中須伝承館	D7W	0. 50	東経 131. 55. 05 北緯 34. 06. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
38	固定局	ぼうさいすがね 周南市大字須万 2581	中固第 16856 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	須磨小学校	D7W	1. 00	東経 131. 55. 22 北緯 34. 12. 02 通信の相手方 免許人所属の固定局
39	固定局	ぼうさいとんだひがし 周南市桶川町 2-1	中固第 16711 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	富田東小学校	D7W	1. 00	東経 131. 46. 29 北緯 34. 04. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局
40	固定局	ぼうさいこいずみ 周南市古泉 3-12-20	中固第 16857 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	とんとん会館	D7W	5. 00	東経 131. 46. 27 北緯 34. 04. 00 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
41	固定局	ぼうさいえいげんざん 周南市大字富田 162-7	中固第 16693 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	永源山公園	D7W	5. 00	東経 131. 45. 56 北緯 34. 04. 35 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	1. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	5. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
42	固定局	ぼうさいふるいちかいさく 周南市古泉 1-1081-18	中固第 16858 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	古市開作公園	D7W	0. 10	東経 131. 45. 55 北緯 34. 03. 59 通信の相手方 免許人所属の固定局
43	固定局	ぼうさいとんだにし 周南市港町 5-44	中固第 16712 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	新南陽体育センター	D7W	0. 10	東経 131. 44. 52 北緯 34. 04. 14 通信の相手方 免許人所属の固定局
44	固定局	ぼうさいふくがわ 周南市新地町 10-35	中固第 16713 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	福川保育園	D7W	0. 30	東経 131. 43. 52 北緯 34. 04. 17 通信の相手方 免許人所属の固定局
45	固定局	ぼうさいながた 周南市長田町 18	中固第 16714 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	長田公園	D7W	0. 10	東経 131. 43. 28 北緯 34. 03. 45 通信の相手方 免許人所属の固定局
46	固定局	ぼうさいたかせ 周南市大字高瀬 690-3	中固第 16715 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高瀬集会所	D7W	0. 10	東経 131. 45. 12 北緯 34. 10. 09 通信の相手方 免許人所属の固定局
47	固定局	ぼうさいわだ 周南市大字埴 218	中固第 16716 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	和田支所	D7W	0. 10	東経 131. 44. 11 北緯 34. 08. 59 通信の相手方 免許人所属の固定局
48	固定局	ぼうさいよねみつ 周南市大字 米光字南寄 352-25	中固第 16717 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	米光公園	D7W	5. 00	東経 131. 43. 22 北緯 34. 08. 16 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
49	固定局	ぼうさいおおかわち 周南市大字 大河内 1115-1	中固第 16718 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大河内小学校	D7W	0. 10	東経 131. 56. 29 北緯 34. 01. 39 通信の相手方 免許人所属の固定局
50	固定局	ぼうさいかつま 周南市大字中村 803-2	中固第 16859 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	サンウイング熊毛	D7W	0. 01	東経 131. 57. 04 北緯 34. 02. 15 通信の相手方 免許人所属の固定局
51	固定局	ぼうさいかつまがおか 周南市勝間ヶ丘 1-1-1	中固第 16719 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	勝間小学校	D7W	0. 01	東経 131. 57. 11 北緯 34. 05. 50 通信の相手方 免許人所属の固定局
52	固定局	ぼうさいやすだ 周南市大字安田 1827-1	中固第 16720 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	熊毛中学校	D7W	0. 001	東経 131. 58. 03 北緯 34. 05. 56 通信の相手方 免許人所属の固定局
53	固定局	ぼうさいたかみず 周南市大字樋口 288-1	中固第 16721 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	高水小学校	D7W	0. 001	東経 131. 58. 42 北緯 34. 03. 42 通信の相手方 免許人所属の固定局
54	固定局	ぼうさいみつお 周南市大字安田 562-2	中固第 16722 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	三丘徳修館	D7W	0. 01	東経 131. 58. 50 北緯 34. 02. 04 通信の相手方 免許人所属の固定局
55	固定局	ぼうさいこまつばら 周南市大字小松原 1242	中固第 16723 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	三丘小学校	D7W	0. 01	東経 131. 59. 32 北緯 34. 02. 08 通信の相手方 免許人所属の固定局
56	固定局	ぼうさいやしろ 周南市大字八代 826-8	中固第 16860 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	八代支所	D7W	0. 01	東経 131. 56. 21 北緯 34. 05. 12 通信の相手方 免許人所属の固定局
57	固定局	ぼうさいかの 周南市大字鹿野上 910	中固第 16724 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	コアプラザかの	D7W	0. 10	東経 131. 48. 53 北緯 34. 13. 33 通信の相手方 免許人所属の固定局

番号	無線局の種別	識別信号、常置場所 及び移動範囲	免許の番号	免許の年月日 及び有効期間	設置場所	電波の 型式	空中線 電力W	備 考
58	固定局	ぼうさいすがの 周南市大字 須々万奥字長迫 11968	中固第 16840 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	菅野	D7W	0. 10	東経 131. 53. 46 北緯 34. 08. 22 通信の相手方 免許人所属の固定局
						D7W	2. 00	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
						D7W	0. 10	通信の相手方 免許人所属の陸上移動局
59	固定局	ぼうさいおおしまおおぐす 周南市大字大島 623-3	中固第 16861 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大島大楠	D7W	0. 50	東経 131. 48. 23 北緯 33. 59. 25 通信の相手方 免許人所属の固定局
60	固定局	ぼうさいおおばらいぬがえり 周南市大字大島 579-2	中固第 16862 号	R4. 12. 1 R9. 11. 30	大原犬埴	D7W	1. 00	東経 131. 48. 51 北緯 33. 59. 31 通信の相手方 免許人所属の固定局

【その他無線機（自主防災組織配備デジタル簡易無線機）】

本庁・総合支所・支所・市民センター 簡易無線機基地局 36台
 自主防災組織 簡易無線機携帯局 175台（35組織×5台）
 ※いずれも初期配備数

〔 6－3 〕 周南市防災行政無線局（固定系） 管理運用規程

平成 1 5 年 4 月 2 1 日

周南市規程第 1 2 号

（目 的）

第 1 条 この規程は、周南市が開設する防災行政無線局（固定系）（以下「防災行政無線局」という。）の適正な管理、運用を図るために電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- （2） 同報親局 特定の 2 以上の受信施設に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （3） 中継局 同報親局からの電波を中継し、一定の地域に有効に送るための無線局をいう。
- （4） 再送信子局 同報親局からの電波を再送信し、一定の地域に有効に送るための無線局をいう。
- （5） 屋外拡声子局 同報親局からの電波を受信してスピーカーにより情報を伝達する無線局（アンサーバック方式を付加する場合は、送信機能を有するものを含む。）をいう。
- （6） 遠隔制御装置 有線回路を経由して同報親局を操作し、屋外拡声子局及び個別受信機に情報を送るための通信装置をいう。
- （7） 戸別受信機 同報親局、中継局又は再送信子局からの電波を受信して情報を伝達する屋内設置型の受信設備をいう。
- （8） 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

（総括管理者）

第 3 条 防災行政無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、防災行政無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、無線局管理担当部長の職にある者をもって充てる。

（管理責任者）

第 4 条 防災行政無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者には、無線局管理担当課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 同報親局及び遠隔制御装置の通信操作を行う部署に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成等)

第6条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線局従事者名簿(別記様式第1号)を作成する。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌に記載する。ただし、無線局において通信状況の記録・管理等を行うことができる場合は、これに代えることができる。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携さわる一般職員とする。

(業務書類等の管理)

第9条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理、保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておく。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受ける。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理、保管しておく。

5 管理責任者は、無線局免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において、再免許の申請を行う。

(提出書類)

第10条 総括管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく中国総合通信局

長に届出をする。

(防災行政無線局の運用)

第11条 同報親局及び遠隔制御装置により行う放送は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の発生又は発生のおそれがある場合その他緊急性のある場合に行う緊急放送
- (2) 平常時に行う普通放送
- (3) 総合防災訓練若しくは各地域等で実施する防災訓練又は国の機関等が実施する訓練における訓練放送
- (4) 平常時に無線局の動作確認等のために行う試験放送
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるその他の放送

(放送事項の登録)

第12条 屋外拡声子局により行う緊急放送及び普通放送においては、別に定める放送事項以外
は行わないものとする。

- 2 登録する放送事項は、市が行うべき事務に係る内容であり、かつ、重要性及び緊急性が高く、他の手段では広報効果が低いものでなければならない。

(登録の申込み)

第13条 新たに放送事項の登録を行うときは、防災行政無線局放送事項登録申込書（別記様式
第2号）を管理責任者に提出しなければならない。

(放送の申込み)

第14条 普通放送、訓練放送又はその他の放送を行おうとするときは、事前に防災行政無線局
使用申請書（別記様式第3号）を管理責任者に提出しなければならない。この場合において、
放送の長さは、原則として1分以内とする。

(無線設備の保守点検)

第15条 通信取扱責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検
を行う。

- (1) 週点検
- (2) 年点検

- 2 予備装置及び予備電源は、毎年四半期1回以上使用し、機能を確認しておく。

- 3 戸別受信機は、週点検及び年点検の実施時に使用者の協力を得て、その動作状況を確認する。ただし、老人世帯その他協力者を得ることが困難な場合は、市の職員が使用者に代わり

確認する。

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者に連絡し障害の除去に努める。

5 年点検は、保守契約業者に委託し、点検結果について報告書の提出を受けるものとする。

(通信訓練)

第16条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、定期的に通信訓練を行う。

(研修)

第17条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して法令及び無線設備の取扱いについて研修を行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

無線従事者名簿

年 月 日現在

[illegible]

別記様式第2号（第13条関係）

別記様式第2号（第13条関係）

防災行政無線局放送事項登録申込書

管理責任者 様

		申請日	年 月 日
申請部課名	部 課	課長名	
件 名			
内 容 (簡潔に)			
放送時期		従来の方法	
備 考			

登録番号									
総務部		防災危機管理課			申請部課		(部 課)		
部長	管理監	課長	係長	担当	部長	次長	課長	係長	担当

別記様式第3号（第14条関係）

管理責任者 様

[illegible][illegible]

〔 6 － 4 〕 消防通信

消防無線局配置数

周南市消防本部

種 別	局数	設 置 場 所		
基 地 局	6 局	消防本部・西署・大ヶ原中継所・米山トンネル（中国道） 赤松ヶ平中継所・千石岳中継所		
固 定 局	7 局	消防本部・指令庁舎・西署・北署・大ヶ原中継所 赤松ヶ平中継所・千石岳中継所		
陸上移動局	25 局	消 防 本 部	車 載 14	携 帯 11
	25 局	中 央 消 防 署	車 載 12	携 帯 13
	24 局	東 消 防 署	車 載 11	携 帯 13
	23 局	西 消 防 署	車 載 11	携 帯 12
	11 局	西 部 出 張 所	車 載 4	携 帯 7
	16 局	北 消 防 署	車 載 6	携 帯 10
	12 局	北 部 出 張 所	車 載 4	携 帯 8
	398 局	消 防 団	車 載 0	携 帯 398
卓 上 型 固定移動局	4 局	指令庁舎、北消防署、西部出張所、 北部出張所（全てデジタル／ 5 W）		

光地区消防組合（熊毛地域に関係する無線）

種 別	局数	設 置 場 所		
基 地 局	3 局	消防本部・赤松ヶ平基地局・大峰基地局		
固 定 局	2 局	消防本部・大峰基地局		
陸上移動局	4 局	消 防 本 部	車載 2	携帯 2
	14 局	中央消防署北出張所	車載 4	携帯 10
卓上型移動局	1 局	中央消防署北出張所		
可搬型移動局	1 局	中央消防署北出張所		

消防無線の周波数

(1) デジタル波

分 類		周波数	使用区分
活動波	消防波 1	非 公 開 (消防庁からの事務 連絡による (H25.1.7))	消防業務全般の通信業務
	消防波 2		救急業務全般の通信業務
	消防波 3		全国の他都道府県に属する 消防機関相互の通信業務
主運用波①・②			県内消防機関との通信業務
主運用波③（山口） （山口県内共通波）			全国の他都道府県に属する 消防機関相互の通信業務
主運用波④～⑦			全国消防機関との通信業務
統制波	統制波 1		
	統制波 2		
	統制波 3		

(2) 中継波 (デジタル波)

分 類	周波数	使用区分
アプローチ波 (多重)	7. 5 G H z 帯	消防本部と中継局間の通信業務

(3) アナログ波

分 類		周波数	使用区分
署活動波	署活動波 1	—	消防業務全般の通信業務
	署活動波 2	—	
防災相互波		158. 35MH z	防災関係機関との通信業務 (車載)

電 話

所 種 別	場 合 計	消 防 本 部	指 令 庁 舎	中 央 消 防 署	東 消 防 署	西 消 防 署	西 部 出 張 所	北 消 防 署	北 部 出 張 所	光 地 区 消 防 組 合	消 防 本 部	光 地 区 消 防 組 合	中 央 消 防 署 北 出 張 所
指 令 台	4		4							3			
1 1 9回線数 (固定電話)	12		12							2			
(携帯電話)										2			
1 1 9回線数 (携帯転送 受信用)	2		2							1			
指令電話	6			1	1	1	1	1	1	1			
専用電話	1		1							2			
防災無線 回 線	1	1								1			
加入電話 F A X 回線数	35	14	9	本部に 含む	2	3	2	3	2	5			
										2			
災害用 携帯電話	12	6		1	1	1	1	1	1	1			
救急車 携帯電話	10	1		2	2	2	1	1	1				

〔 6－5 〕 非常災害時における県と市町間の地方通信ルート

6-5-1

